牛深中学校　いじめ対応マニュアル

　①基本的な考え方

（基本理念）

　　いじめは、重大な人権問題の一つであり、被害を受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に危険を生じさせる恐れがある。また、加害生徒、それを目撃した生徒にも負の影響を与えることが危惧される。しかしながら、いじめはいつ、誰にでも起こりうるものであり、とりわけ学校という集団生活の中では完全に防ぐことは非常に難しい。それを全職員が理解した上で、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に対する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

（学校及び職員の責務）

　　いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

学校として

（１）教育活動全体を通じて、生徒にかかわり続け、どの生徒も安心して生活できる学校づくりを目指す。

（２）生徒が主体となっていじめのない学校を作るという意識を育むため、生徒がいじめについて考え防止する取組が実践できるよう指導、支援する。

（３）いじめは、どの生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。

（４）いじめは絶対に許さないこと、いじめられている生徒はしっかりと守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。

（５）開かれた学校を目指し、生徒に対して定期的なアンケート（南風チェック）や個別面談を実施するなど、学校組織をあげて児童生徒一人一人の状況の把握に努める。

生徒として

（１）何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心をもち、自らが主体的にいじめのない雰囲気づくりに努める。

（２）身のまわりにいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努める。

②いじめ防止のための取組に関する年間計画

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 学期 | 月 | 教職員の活動 | 生徒の活動 | 保護者への働きかけ |
| １学期 | ４ | ○いじめ防止基本方針の検討  ○いじめ対策に関わる共通理解 | ○学級開き・学級ルールづく　り | ○いじめ対策についての説明・啓発 |
| ５ | ○生徒の情報交換  ○定期教育相談(担任生徒) | ○行事を通した人間関係づくり(体育大会) |  |
| ６ | ○心のアンケート | ○行事を通した人間関係づくり(１年集団宿泊・中体連) |  |
| ７ | ○自己評価  ○生徒の情報交換 |  | ○子どものサイン発見チェックリスト配布  ○保護者との情報交換(授業参観・学級懇談) |
| 夏季休業 | ８ | ○教職員の資質能力を高める校内研修  ○気になる生徒の家庭訪問 |  |  |
| ２学期 | ９ | ○生徒の情報交換(職員会議) |  |  |
| 10 | ○定期教育相談(担任生徒・生徒選択) | ○行事を通した人間関係づくり(学習発表会・合唱コンクール) |  |
| 11 | ○定期教育相談(担任生徒・生徒選択)  ○生徒の情報交換(職員会議) |  | ○子どものサイン発見チェックリスト配布 |
| 12 | ○自己評価 | ○行事を通した人間関係づくり(２年修学旅行・校内駅伝大会) | ○心のアンケート  ○保護者との情報交換(授業参観・学級懇談) |
| ３学期 | １ | ○生徒の情報交換(職員会議) |  |  |
| ２ | ○自己評価 |  | ○子どものサイン発見チェックリスト配布  ○保護者との情報交換(授業参観・学級懇談) |
| ３ | ○自殺対策強化月間  ○いじめ防止基本方針の反省・次年度の検討 | ○行事を通した人間関係づくり(クラスマッチ) |  |

　③いじめ早期発見・早期対応の具体的な流れ

**関係機関への対応　※対応は窓口を一本化して対応する**

１教育委員会や教育事務所への報告を迅速に行い、指導助言を受ける

２いじめ・不登校アドバイザーやＳＣ等による相談が適切に行われるように連絡・調整を図る

**ＰＴＡ・地域への対応　※対応は窓口を一本化して対応する**

１適切な時期に正確な情報の提供を行う。

２学校の方針や解決の見通しを適切に示し、理解と

協力を求める

**解決・報告・継続観察**

**日常の取組(年間計画に沿って)**

**周囲の生徒**

１周囲の生徒たちから見た正確な情報の収集を行う

２いじめは決して許されないということを、毅然とした姿勢で指導する

３いじめられた生徒を集団で支える体制づくりを行う

**周囲の生徒の保護者**

１適切な事実の提供を行い、誤解や動揺が広がらないように各家庭からの協力をお願いする

２今後の指導の方向性と解決への見通しを伝える

**周囲の生徒・保護者への対応**

※対応は校長を中心に生徒指導主事・担任・学年部で対応を行う

**個別の対応**

※対応は、校長・教頭・生徒指導主事・担任・学年部で複数体制での対応を行う

**いじめられた生徒の保護者**

１家庭訪問し、誠意を持って状況を伝え、家庭の協力をお願いする

２保護者の思いを十分聞き、今後の指導の方向性と解決への見通しを伝える

３正確な情報の連絡と経過報告を行う

**いじめられた生徒**

１**本人の考えを共感的に受け止め、不安の解消を図る**

２生徒を守る姿勢を示す

３正確な情報の収集を行う

４安心できる場を設定する

**いじめた側の生徒**

１正確な情報の取集を行う

２自分の行った行為を落ち着いて顧みる場を確保する

３**自らの言動が相手を傷つけていることを気づかせ反省を促す**

４相手を尊重することの大切さに気付かせ、行動化に導く

**いじめた側の生徒の保護者**

１家庭訪問または学校での面談で、直接いじめの事実について正確に伝える(対応の際は複数の職員で対応する)

２保護者へ「いじめに対する正しい認識」を促す

３**対応している事案について「いじめの事実があり、自分の子**

**供がいじめた」という保護者との共通理解を図る**

４いじめられた生徒とその保護者に対して誠意ある対応を行うように助言する

**いじめ問題対策委員会の設置**

○校長・教頭・生徒指導主事・学年主任・担任・養護教諭で構成する

**○校長を中心に全職員へ対応についての意思を統一し、全職員が共同して対応にあたる**

**全職員への報告(生徒指導主事・学級担任等・養護教諭)**

○収集した情報を整理し、現状の把握と分析を行う

○現状認識を共有し、全職員が共通認識のもと対応を行う

**情報収集(学級担任等・養護教諭)**

○いじめられた生徒の立場に立ち、その子の気持ちを重視する

○いじめかどうかは一人で判断せず、チームで対応し集めた情報で判断する

○いじめた側と思われる生徒にも、生徒の行為を中立の立場で確認する

○生徒や保護者からの「いじめではないか」との相談を受けた場合は真摯に

傾聴し対応する

○生徒に聞き取りを行う場合の場所、時間等にも配慮する

○感情に走らず冷静に対応し、推測や伝聞で決めつけたりしない

**いじめの気づき・発見**

**いじめ対応情報集約担当者**

**校長・教頭へ報告**